

書かせない・待たせない窓口へ

# 総合窓口システムをご利用ください

## Q 総合窓口システムとはどんなシステム？

A 市民課で住所異動などをした方が、市役所の他の課でどのような手続きが必要なのかを案内するシステムです。申請書作成支援の機能もあるので、何枚も書類を書かずに済みます。



## Q どんな人が利用できる？

A 主に転入・転出・転居等の住所異動をする方ですが、マイナンバーカードの申請もこのシステムを利用すると、最大3枚書く必要のある書類を、1枚も書かずに済みます。マイナンバーカードの申請を検討されている方は、ぜひご利用ください。

## Q システムを使った住所異動手続きの流れは？

- A
- ①市民課窓口の受付票に名前を書いて、お待ちください。  
申請書記入の必要はありません。
  - ②順番が来たら住所異動の受付開始です。  
最初に、本人確認のための運転免許証、またはマイナンバーカードを提示してください。専用のカードリーダーに差し込むと、券面に書かれた事項を読み取ります。
  - ③職員がタブレット端末を操作しながら質問をしますので、家族構成、新住所等、異動の内容についてお答えください。  
異動の内容や種類によって異なりますが、約10分で受付は終了します。
  - ④その後、職員が異動処理を完了させます。
  - ⑤住所異動に伴う他課（国保年金課・子ども家庭課等）での手続きがある方は、職員が「手続き案内票」に従って案内します。
  - ⑥次の課で、「手続き案内票」のQRコードをタブレット端末にかざすと、お客様の氏名、住所、生年月日等が印字された状態で、申請書が出力されるので、何度も同じような情報を書かずに済みます。



氏名・住所・生年月日等は、すでに印字されています！

⑤「手続き案内票」の見本

【資料39】(紙) 申請番号1 平成31年3月27日 T A S K 市民課係(TEL:333-333-3333)

以下の手続きが該当します。申請案内をご確認の上、取り扱い窓口で手続きをしてください。詳細内容は、各課窓口でご案内します。お電話にお声かけください。窓口の受付は、月～金（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分です。

実施課	手続き内容	必要なもの・注意点	手続き場所
1 市民課 住所異動	住所異動申請書 ※住所異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバーカードの提示が不要です。 ※マイナンバーカードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課
2 市民課 住民票	住民票異動申請書 ※住民票異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課
3 市民課 住民票	住民票異動申請書 ※住民票異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課
4 市民課 住民票	住民票異動申請書 ※住民票異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課
5 市民課 住民票	住民票異動申請書 ※住民票異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課
6 市民課 住民票	住民票異動申請書 ※住民票異動申請書は申請書として発行いたします。 ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カードの提示が不要です。	●申請書 ●印鑑 ●住民票（住所変更） ●マイナンバーカード（提示が不要）	●日本 市民課

【問い合わせ】市民課窓口係 ☎ 83・8117 FAX83・8514

# 10月1日から 幼児教育・保育の無償化が始まります

国の制度により、10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。対象は、3歳～5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳～2歳の子どもです。今回は、主な対象サービスと内容の概要をお知らせします。



## 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等

☆3歳～5歳のすべての子どもの利用料が無償化

☆0歳～2歳の子どもについては住民税非課税世帯を対象に無償化

- 幼稚園については、月額上限25,700円が無償
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間  
※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化
- 利用料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては、副食費（おかず・おやつ等）は免除

### ◆『第3子以降の子ども』の考え方

- ①教育認定1号…小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども
- ②保育認定2号…就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども
- ①または②に該当しない場合でも、18歳未満の子どもが3人以上いる場合には、第3子以降の副食費に対して、月額4,500円まで補助



## 幼稚園・認定こども園の預かり保育

- 無償化の対象となるためには、市からの「保育の必要性の認定」が必要（就労等の要件あり）
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額最大11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化

就労等の要件に当てはまらない場合は、「預かり保育」や「認可外保育施設」における無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。



## 認可外保育施設

☆3歳～5歳の子どもは月額37,000円までの利用料が無償化

☆0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化

- 無償化の対象となるためには、市からの「保育の必要性の認定」が必要（就労等の要件あり）  
※保育所（園）、認定こども園等を利用していない方が対象

## その他の保育施設・事業

- 一時預かり事業、病児保育事業についても、無償化の対象となる場合があります。

幼児教育・保育無償化の詳細については保育課までお問い合わせください。

【問い合わせ】保育課保育係 ☎ 83・8035 FAX82・2340